

件名1 空き家対策のさらなる前進を。

要旨1 空き家等対策の推進に関する特別措置法に関するガイドラインが令和3年6月30日に改正された。この改正ガイドラインでは、「各市町村において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により特定空き家等に対応することが適当である。」とあるが、この改正ガイドラインに基づく今後の当市における対応策について聞く。

- (1) 以前のガイドラインと比較して、改正ガイドラインの判断基準は、当市においても、空き家対策の有効な解決手段となりうるのか。
- (2) 今後、改正ガイドラインの内容で「特定空き家」の指定が増加する可能性はあるのか。
- (3) 改正ガイドラインの判断基準を適用する場合、当市の現行の担当部署のみで対応できるのか。「空き家課の創設」が必要なのではないのか。

要旨2 「特定空き家」に至るまでに有効な土地利用ができる方法を。

- (1) 空き家等の所有者に対して、売買相談会を年2回程度実施しているが、「空き家の有効利用」としてどのような効果があったのか。
- (2) コロナ禍の下、リモートを中心とした経済活動が行われているが、空き家等を利用した経済活動についての当市の見解を聞く。

件名2 子どもたちや歩行者等が安全に通行できる道路の確保を。

要旨1 近年、全国的に通学時の児童生徒に乗用車が衝突する事故が多発している。

- (1) 国では生活道路の新安全対策として最高速度時速30kmの区域規制と物理的デバイスの適切な組合せにより、交通安全の向上を図ろうとする区域「ゾーン30プラス」に取り組む姿勢が明らかとなった。道路管理者である市としての将来的な考えは。
- (2) グリーンベルトの更新とともに、児童生徒の通学路において導入の検討をしてみてはどうか。

答弁を要求する理事者

市長並びに関係理事者